長崎市告示第619号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2の規定並びに同法の規定の例による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、別紙のとおり指定介護機関が廃止したため、生活保護法第55条の3第2号の規定及び同法の規定の例による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により告示する。

令和8年10月28日

長崎市長　　鈴木　史朗

（廃止）

	事業所名称	事業所所在地	開設者名称	開設者所在地	廃止年月日	サービス種別
1	訪問看護ステーションひまわり	長崎市葉山１丁目28-15 S&B葉山ショッピングプラザビル5階	社会医療法人春回会 理事長　井上　健一郎	長崎市宝町6番8号	令和8年9月30日	訪問看護 介護予防訪問看護
2	ケアプランセンターひまわり	長崎市葉山１丁目28-15 S&B葉山ショッピングプラザビル5階	社会医療法人春回会 理事長　井上　健一郎	長崎市宝町6番8号	令和8年9月30日	居宅介護支援